

人 口	78,408	(42 減)
男	39,179	(14 減)
女	39,229	(28 減)
世帯数	38,035	(2 増)

◎発行 / 東京都狛江市 ◎編集 / 総務部情報課
〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号 ☎(3430)1111
ホームページアドレス <http://www.city.komae.tokyo.jp>

第 17 回 いべんと西河原



昨年のいべんと西河原

2月25日(土)・26日(日)

3月4日(土)・5日(日)

午前10時～午後4時

(ホールのみ終了時間が異なります)

「いべんと西河原」は西河原公民館利用団体を中心となり組織された実行委員会が企画・実施し、地域の文化・学習活動の発展を目指してその成果を発表し合う貴重な交流の機会となっています。皆さんの来場をお待ちしています。
※西河原公民館のパソコン室の利用を希望する方は、いべんと西河原期間中に開催するパソコン体験に参加してください。後日、講習会の案内があります。

〔問い合わせ〕西河原公民館 ☎(3480) 3201

ホール

25日(土)〔時間〕午前10時～午後6時 オープニング、大正琴、手品、フラダンス、カラオケ、和太鼓

26日(日)〔時間〕午前10時～午後7時30分 ハンドベル、コーラス、日本語スピーチ、フラダンス、ウクレレ、手品、カラオケ、ジャズ演奏
4日(土)〔時間〕午前10時～午後8時 フォークダンス、気功体操、シャンソン、新感覚の花嫁衣装、新舞踊、民舞、ストリートダンス、和太鼓

5日(日)〔時間〕午前10時～午後6時30分 謡曲のつどい、民謡、スペイン舞踊、フラダンス、ミュージカル、新舞踊、民謡、邦楽のつどい

作品・活動展

25日(土)・26日(日) 絵画・陶芸・七宝焼・写真・生け花・創作和紙・グループ活動展
4日(土)・5日(日) 写真・俳句・書道・染色・水墨画・絵画・生け花・ビデオ・木工・グループ活動展

発表・体験

25日(土) 紙すき
26日(日) 民謡・紙すき
4日(土) 日本舞踊と篠笛
25日(土)・26日(日)・4日(土)・5日(日) パソコン体験

講演

25日(土) シルクロードクラブこまえ

おもてなし

25日(土) 薄茶点前・コーヒーとクッキー
26日(日) 世界の家庭料理
4日(土) 薄茶点前・ハーブティーとお菓子・包丁研ぎ
5日(日) ハーブティーとお菓子・包丁研ぎ
詳しい内容については、各公共施設に置いてあるプログラムをご覧ください。

いべんと西河原特別おはなし会

〔日時〕3月2日(木)午後3時45分から
〔会場〕1階展示ギャラリー
〔出演〕ピエロのじゅんちゃん
〔内容〕大道芸



岡村譲川口町長が 狛江市に来訪されました

1月26日(木)に、昨年12月にふるさと友好都市川口町の新町長に就任された岡村譲町長が市役所に来訪され、市民の皆さんへメッセージを寄せられました。
〔問い合わせ〕市民協働課



狛江市の皆様、こんにちは。

昨年12月、川口町長に就任した岡村譲でございます。

中越大地震時には、救援活動をはじめ、市民の多くの方々から勇気と希望をいただいたことに、町民を代表して衷心よりお礼申し上げます。さて、狛江市さんと私は18年前、長男の「わんぱく駅」

伝に参加以来、市民まつりでの物産販売やいかだレースの参加など長い付き合いをさせていただいています。ちなみに昨年のいかだレースでは、四苦八苦して、手作り綿飴を無料配布していましたが、お気づきだったでしょうか。何度お邪魔しても温かいお出迎えをいただき、皆様の豊かな心に緊張もほぐれ、その市民性に感激を覚えておりました。

そんなやさしい狛江市の皆さんの自然学習舎として、癒される故郷として、当町との絆が一層深まるよう地域ぐるみのアグリ・ツーリズムの仕組みづくりを積極的に推進したいと考えておりますので、今後ともよろしく願っています。

第四中学校「合唱部」 東京都教育委員会表彰を受賞

2月4日(土)に、第四中学校合唱部が東京都教育委員会の「児童・生徒等表彰」を受賞しました。
東京都教育委員会では、毎年心豊かな児童・生徒を育成することをねらいとして、

善行や優れた活動を行った児童・生徒を表彰しています。今回、四中合唱部は、部活動の対外活動で著しい成果を挙げたとして団体表彰されました。
〔問い合わせ〕指導室

人事行政の運営等 の状況の公表

地方公務員法の改正に伴い、「狛江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を平成 18 年 1 月 1 日から施行しました。市職員の任免、職員数や給与、勤務条件などの状況をお知らせすることにより、説明責任を果たし、透明性を高めることによって、より適正な人事行政の運営を確保することを目的としています。これまで、毎年公表している市職員の給与・定員の状況に加え、人事行政の運営等の状況の概要についてお知らせします。

なお、ここで公表する内容は、特に注釈がない限り、常勤の一般職員についてのもので、嘱託員や臨時職員については含まれていません。
〔問い合わせ〕 給与の状況、人事行政の運営等の状況については職員課、職員の定員の状況については企画経営室

7 昇給期間短縮の状況（一般行政職）

区 分	平成 16 年度	平成 15 年度
職員数（A）	326 人	323 人
普通昇給期間（12 月）を短縮して昇給した職員数（B）	13 人	20 人
比率（B / A）	4.0%	6.2%

8 職員手当の状況

調整手当 （平成 16 年度）	支給率	10%
	支給対象の職員数	全職員
	国の制度（支給率）	0 ～ 12%
	支給対象職員 1 人あたり平均支給月額（平成 16 年度決算）	39,386 円
特殊勤務手当 （平成 16 年度）	区 分	全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	32.7%
	支給対象職員 1 人あたり平均支給月額	7,317 円
	手当の種類	7
	徴収手当、清掃作業等従事手当、訪問・指導等従事手当、感染症防疫作業従事手当、行路病人および行路病死者取扱作業従事手当、出勤手当、変則勤務従事手当	
超過勤務手当	平成 16 年度	支給総額 75,353 千円 職員 1 人あたり平均支給月額 12,509 円
	平成 15 年度	支給総額 73,871 千円 職員 1 人あたり平均支給月額 11,726 円

区 分	内 容	国の制度との異同	国の制度
扶養手当	配偶者 14,500 円 その他の親族 6,800 円 特定期間にある子 5,100 円	異なる	配偶者 13,500 円 その他の親族 6,000 円 特定期間にある子 5,000 円
住居手当	世帯主 10,500 円 世帯主以外の者 7,200 円	異なる	借家、借間居住職員に対する支給限度額 27,000 円
通勤手当	交通機関は全額	異なる	交通機関の支給限度額 55,000 円

区分	狛江市	国	東京都
期 勤 末 勉 手 手 当 当	平成 16 年度支給割合 期末手当 勤勉手当 6 月期 1.55 月 0.50 月 （0.75 月×0.25 月） 12 月期 1.50 月 0.60 月 （0.95 月×0.25 月） 3 月期 0.25 月 （0.10 月）（-） 小計 3.30 月 1.10 月 （1.80 月×0.50 月） 期末勤勉手当合計 4.40 月 （2.30 月） 役職加算割合 部長職 20%、課長職 15%、 課長補佐職等 10%、係長職 等 5% （ ）内は、再任用職員に係 る支給割合	平成 16 年度支給割合 期末手当 勤勉手当 6 月期 1.40 月 0.70 月 （0.75 月×0.35 月） 12 月期 1.60 月 0.70 月 （0.85 月×0.35 月） 小計 3.00 月 1.40 月 （1.60 月×0.70 月） 期末勤勉手当合計 4.40 月 （2.30 月） 職務段階別加算 あり （ ）内は、再任用職員に係 る支給割合	平成 16 年度支給割合 期末手当 勤勉手当 6 月期 1.60 月 0.45 月 （0.75 月×0.25 月） 12 月期 1.65 月 0.45 月 （0.95 月×0.25 月） 3 月期 0.25 月 （0.10 月）（-） 小計 3.50 月 0.90 月 （1.80 月×0.50 月） 期末勤勉手当合計 4.40 月 （2.30 月） 職務段階別加算 あり （ ）内は、再任用職員に係 る支給割合
退 職 手 当	（平成 17 年 3 月 31 日現在） （支給率） 普通退職 定年等退職 勤続 20 年 24.25 月 36.5 月 勤続 25 年 32.5 月 47.75 月 勤続 35 年 49.75 月 60.95 月 最高限度 59.2 月 60.95 月 加算措置 定年前早期退職特例措置 （2 ～ 20% 加算） 退職時の特別昇給 定年退職、勲奨退職の場合 1 号給	（平成 17 年 3 月 31 日現在） （支給率） 普通退職 定年等退職 勤続 20 年 21.0 月 27.3 月 勤続 25 年 33.75 月 42.12 月 勤続 35 年 47.5 月 59.28 月 最高限度 59.28 月 59.28 月 加算措置 定年前早期退職特例措置 （2 ～ 20% 加算） 退職時の特別昇給 整理退職等 1 号俵	（平成 17 年 3 月 31 日現在） （支給率） 普通退職 定年等退職 勤続 20 年 24.25 月 35.0 月 勤続 25 年 32.5 月 45.5 月 勤続 35 年 49.75 月 59.2 月 最高限度 50.0 月 59.2 月 加算措置 定年前早期退職特例措置 （2 ～ 20% 加算） 退職時の特別昇給 公務上の死亡、整理退職等 1 号給

9 特別職の報酬等の状況（平成 17 年 4 月 1 日現在）

区 分	給料月額等	退職手当		平成 16 年度支給割合
市 長	762,600 円 （930,000 円）	1 年につき 4.0 月	期 末 手 当	6 月期 2.05 月
助 役 給	712,000 円 （800,000 円）	1 年につき 3.0 月		12 月期 2.10 月
収 入 役 料	663,050 円 （745,000 円） 市長 18%、助 役・収入役 11% を減額	1 年につき 2.5 月		3 月期 0.25 月 計 4.40 月
議 長	567,000 円	-	期 末 手 当	6 月期 2.0 月
副 議 長	506,000 円	-		12 月期 2.75 月 （3.0 月）
常任委員長	489,000 円	-		3 月期 -
議 員	481,000 円	-		計 4.75 月 （5.0 月）

（ ）内は、減額前です。

職員の給与・定員の状況

市職員の給与は、地方公務員法に基づき、民間企業の給与実態などを調査して行う国の人事院、都の人事委員会の勧告の内容や、各市の状況などと比較し、市議会の議決によって定められる条例等で決められています。

また、市長、助役、収入役、教育長の給料や、市議会議員の報酬は、「狛江市特別職報酬等審議会」の答申に基づき、市議会の議決を経て、条例で定めています。

公表する主な内容は、国や都との比較を含め、平成 16 年度の支給状況と平成 17 年 4 月 1 日現在の職員給与などです。

1 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 （平成 17 年 3 月 31 日）	歳出額 （A）	実質収支	人件費 （B）	人件費率 （B / A）
平成 16 年度	75,778 人	21,468,568 千円	645,376 千円	5,249,386 千円	24.5%

人件費には、給与費のほか退職手当に関する費用や共済費並びに特別職に支給される給料、報酬等も含まれます。

普通会計とは、総務省が定めた統一基準により、すべての地方自治体が用いる地方財政統計上の会計区分のことです。

2 職員給与費の状況（一般会計予算）

区分	職員数 A	給 与 費				1 人あたり 給与費 （B / A）
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
平成 17 年度	524 （14）	2,305,300 千円	571,633 千円	1,034,790 千円	3,911,723 千円	7,270 千円
職 員 手当の 内 訳	調整手当 244,596 千円 住居手当 64,290 千円 通勤手当 43,647 千円	扶養手当 58,051 千円 超過勤務手当 84,666 千円 宿直手当 1,000 千円	管理職手当 49,545 千円 特殊勤務手当 19,338 千円 児童手当 6,500 千円			

職員手当は、退職手当を除いたものです。

給与費は、当初予算に計上された額であり、給与改定分は含まれていません。

（ ）内は、再任用短時間勤務職員です。

3 職員平均給与月額および平均年齢の状況（平成 17 年 4 月 1 日現在）

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
狛江市	379,600 円	46 歳 0 月	347,800 円	43 歳 3 月
国	329,728 円	40 歳 3 月	285,008 円	48 歳 1 月
東京都	361,472 円	43 歳 4 月	334,443 円	46 歳 10 月

4 職員の初任給の状況（平成 17 年 4 月 1 日現在）

区 分	狛江市		国		東京都	
	初任給	採用 2 年経過 日給料額	初任給 （Ⅰ類）	採用 2 年経過 日給料額 （Ⅰ類）	初任給	採用 2 年経過 日給料額
一 般 行政職	大学卒	175,322 円 178,900 円	199,528 円 203,600 円	179,800 円	198,600 円	179,800 円 203,600 円
	高校卒	141,120 円 144,000 円	150,234 円 153,300 円	138,800 円	148,500 円	144,000 円 153,300 円

（ ）内は、2%減額前です。

この初任給のほか、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当などが支給されます。

5 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況（平成 17 年 4 月 1 日現在）

区 分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一 般 行政職	大学卒 278,385 円	339,002 円	376,296 円
	高校卒 216,286 円	259,308 円	299,488 円

高校卒職員の経験年数別・学歴別は該当ありません。

（ ）内は、直採用者給料月額の標準モデルです。

6 一般行政職の級別職員数の状況（平成 17 年 4 月 1 日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な 職務内容	主事	主事	主事	主任 主事	係長 主査	課長補佐	課長	部長 理事	
職員数	0 人	2 人	65 人	76 人	91 人	22 人	37 人	12 人	305 人
構成比	0%	0.7%	21.3%	24.9%	29.9%	7.2%	12.1%	3.9%	100%
1 年前の 参 考 構 成 比	0%	3.3%	20.5%	20.9%	32.5%	8.0%	12.0%	2.8%	100%
5 年前の 参 考 構 成 比	0%	2.9%	16.3%	28.0%	31.8%	6.0%	11.8%	3.2%	100%

給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

職員数は、福祉職・技能労務職等を除いたものです。

平成 17 年 1 月に給料表を移行したため、1 年前および 5 年前の構成比は、当時の級を現在の級にした場合の構成比です。

2 職員の競争試験および選考の状況

職員の採用は、地方公務員法の規定により、競争試験（筆記、面接、その他の手法）により実施しています。また、採用後の職員の昇任についても、人事考課、昇任試験などを実施し、勤務成績等の能力の実証に基づいて選考を行っています。

（1）職員採用試験の状況
平成 16 年度の職員採用試験は実施していません。なお、平成 15 年度の職員採用試験の実施状況および平成 16 年度の採用状況は次のとおりです。

職 種	受験者数	合格者数	採用者数
一 般 事 務	218	12	9
一 般 技 術	0	0	0
保 育 士	57	4	1
給 食 調 理	35	2	2
看 護 師	2	1	1
計	312	19	13

（2）昇任試験の状況
平成 16 年度に実施した職員の昇任試験の実施状況は次のとおりです。

区 分	受験者	合格者	合格率
管 理 職 昇 任 試 験	42	9	21.4%
第 一 種 主 任 昇 任 試 験	49	10	20.4%
第 二 種 主 任 昇 任 試 験	55	38	69.1%

（3）昇任者数
平成 16 年度および平成 17 年 4 月 1 日の昇任者は次のとおりです。なお、職務職階給の導入に伴い、平成 17 年度から新たに主任職を設けています。

区分	部長級	課長級	課長補佐級	係長級	主任級
平成 16 年度	0	2	10	15	0
平成 17 年 4 月 1 日	5	9	8	0	63

3 職員の給与の状況

市職員の給料は、平成 17 年 1 月から東京都の給料表に準じて、職務給化を図りました。職階ごとに必要とされる職務遂行能力の基準を明らかにし、適正な任用による職務領域、役割分担に応じた給与制度としています。
また、緊急行動計画に基づき、特別職の給与の減額（市長 18%、助役・収入役 11%）を継続しており、職員についても、平成 16 年度から職員給料 2%、管理職手当 10%の減額を実施し、人件費の削減を行っています。
なお、平成 16 年度の支給状況と平成 17 年 4 月 1 日現在の職員の給与の状況は「職員の給与・定員の状況」のとおりです。

■ラスパイレス指数の推移

年度	ラスパイレス指数	
平成 13 年度	106.1	ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。
平成 14 年度	105.7	
平成 15 年度	104.9	
平成 16 年度	101.0	
平成 17 年度	100.3	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）勤務時間の状況
一般職員の勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までの週 5 日間 1 日 8 時間の週 40 時間となっています。1 日の勤務時間、休憩時間および休息時間は、原則次のとおり割り振られています。なお、図書館や保育園など公務運営上の事情、職務の性質により、正規の勤務日、勤務時間などが不規則に割り振られる部署もあります。

1 週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40 時間	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 零 時 15 分 から 45 分間	正午から 15 分間 午後 3 時から 5 時 15 分の間の 15 分間

（2）休暇制度
休暇制度は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇に区別されます。

種類	付与日数	種類	付与日数
病 気 休 暇	3 月以内	慶 弔 休 暇	結婚 6 日 忌引（親族により）1 ～ 10 日
公民権行使等休暇	必要と認められる時間		
妊娠出産休暇	16 週間以内	永 年 勤 続 休 暇	10 年 3 日 20 年 5 日 50 歳 7 日
妊娠初期休暇	10 日以内		
母子保健健診休暇	必要と認められる時間	事 故 休 暇	必要と認める時間 または期間
妊娠通勤時間	1 日あたり 60 分以内		
育 児 時 間	1 日あたり 90 分以内	骨 髄 提 供 等 に 係 る 休 暇	必要と認められる日または時間
出産支援休暇	2 日以内		
子の看護休暇	5 日以内	夏 季 休 暇	5 日以内
生 理 休 暇	2 日以内	ボ ラ ン テ ィ ア 休 暇	5 日以内
		介 護 休 暇	1 週間以上 180 日以内

10 定員の状況

「狛江市行財政改革推進計画（平成 9 年度策定）」、「狛江市定員適正化計画（平成 11 年度策定）」を起点とし、必要に応じて両計画の見直しを図りながら、職員数の適正化に取り組んできました。また、平成 16 年度には「行財政基盤確立のための緊急行動計画」を策定し、平成 16 年度から 20 年度までの定年退職者 105 人を不補充とすることを決定しています。その結果、平成 8 年度から 10 年間で 76 人、約 12%の削減を図り、職員数は 632 人から 556 人となりました。
今後は、将来における職員構成の年齢配分なども考慮しながら見直しを図り、新たな目標設定を計画しているところですが、簡素で効率的な行財政運営や市民ニーズの変化に応える柔軟な市政を目指して、組織の見直しなどを進め、職員の適正配置に取り組んでいきます。

（1）部門別職員数（定員）の状況（各年 4 月 1 日現在）

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主な増減理由
		平成 16 年	平成 17 年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	7		
	総 務	114	106	8	企画財政部の組織改正、市民課戸籍業務の一部委託、多様な雇用形態の活用など
	税 務	36	36		
	民 生	188	183	5	年金業務の見直し、多様な雇用形態の活用など
	衛 生	38	36	2	多様な雇用形態の活用など
	労 働	-	-		
	農 林 水 産	1	1		
	商 工	6	6		
	土 木	40	34	6	組織定数の見直し、多様な雇用形態の活用など
	小 計	430	409	21	
政 特 別 部 門 行	教 育	97	94	3	多様な雇用形態の活用など
	警 察	-	-		
	小 計	97	94	3	
普 通 会 計 計		527	503	24	
会 公 計 営 企 部 業 門 等	病 院	-	-		
	水 道	-	-		
	下 水 道	7	7		
	そ の 他	48	46	2	組織定数の見直しなど
	小 計	55	53	2	
合 計		582	556	26	

職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員は除きます。
平成 13 年から介護保険事業に従事する職員を「その他」に計上しています。

（2）定員適正化の状況（各年 4 月 1 日現在）

		平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	計
部 一 般 行 門 政	減 員	15	5	5	22	47
	増 員	17		5	1	23
	差 引	2	5		21	24
	職 員 数	435	430	430	409	
部 特 別 行 門 政	減 員	16	3	8	4	31
	増 員	2	1		1	4
	差 引	14	2	8	3	27
	職 員 数	107	105	97	94	
会 公 計 営 企 部 業 門 等	減 員	11		1	2	14
	増 員	11				11
	差 引			1	2	3
	職 員 数	56	56	55	53	
合 計	減 員	42	8	14	28	82
	増 員	30	1	5	2	38
	差 引	12	7	9	26	54
	職 員 数	598	591	582	556	

人事行政の運営等の状況

1 職員の任免および職員数に関する状況

区分	採用者数	退職者数				
		総数	定年退職	勤奨退職	普通退職ほか	死亡
平成 12 年度	14	31	19	6	4	2
平成 13 年度	22	29	15	7	6	1
平成 14 年度	15	27	15	5	6	1
平成 15 年度	22	28	14	8	5	1
平成 16 年度	13	29	15	9	5	0

採用には再任用フルタイム職員を含む。

（2）部局別職員数（平成 17 年 4 月 1 日現在）

区分	職員数	部長級	課長級	課長補佐級	係長級	主任	主事
市 長 部 局	448	8	31	22	101	51	235
議 会 事 務 局	7	2	0	0	2	0	3
教 育 委 員 会	93	2	6	2	13	11	59
選挙管理委員会事務局	3	0	1	0	2	0	0
監 査 委 員 事 務 局	3	0	1	0	1	0	1
農業委員会事務局	1	0	0	0	1	0	0
計	555	12	39	24	120	62	298

職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員は除きます。定員の職員数とは、統計上、教育長の 1 人の差が生じています。

(2) 勤務成績の評定の状況

職員の昇任などに勤務成績の評定をしています。平成 16 年度に実施した勤務評定は次のとおりです。

評定の対象者	管理職および主任昇任選考、再任用職員選考
評 定 者	所属長が第一評定者、所属部長が第二評定者として評定
評 定 方 法	職務行動等を各評定要素に設定した評定項目ごとに 5 段階の絶対評価で評価を行う。
評 定 要 素	勤務成績（責任感、正確性、柔軟性、事務処理能力など） 知識・技能（知識・スキル、情報収集力、判断力、課題解決力など） 意欲（積極性、チャレンジ精神） 接遇能力（接遇基礎能力、応対能力、規律遵守など） 対人関係力（統率力、協調性、調整能力など）

8 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 東京都市町村職員共済組合事業

東京都における区部を除く 26 市 5 町 8 村と一部事務組合で組織する東京都市町村職員共済組合に加入しています。共済組合は法律に基づき、主に健康保険、年金等の業務を行っています。

■事業概要

事 業 名	内 容
短 期 給 付 事 業	組合員とその家族の病気、けが、出産、死亡、休業または災害に対して、必要な給付を行う。
長 期 給 付 事 業	組合員の退職、障害または死亡に対して年金または一時金の給付を行う。
福 祉 事 業	健康診査などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金等の貸し付けなどを行う。

(2) 職員共済会事業

市は法律に基づき事業主の責任において行う職員の福利厚生事業を、条例に基づき設置された狛江市職員共済会を通じて行っています。職員共済会の運営は、職員本人の掛金と市および加入団体からの交付金で賄われています。掛金は本俸の 1 000 分の 5、交付金は流動的で、平成 16 年度は掛金 1 に対し交付金 1 の割合となっていますが、平成 17 年度は掛金 1 に対し交付金 0.2 となっています。

■事業概要

事 業 名	内 容
給 付 事 業	会員の結婚、出産、子の就学、傷病、弔慰、人間ドック、災害、永年勤続、リフレッシュ、ライフプラン、饗別等に対し給付
福 利 厚 生 事 業	会員個人、あるいはその家族等との福利厚生 家族等慰安、保養施設借り上げ（夏期限定 43 日間 4 施設） 退職者歓送会
教 養 文 化 事 業	会員およびその家族の文化と教養を高めるための事業 図書券配布、観劇、サークル活動
体 育 保 健 事 業	会員およびその家族の体の健康回復に資するための事業 プール遊泳利用券配布、スポーツ大会、J リーグ・プロ野球観戦

(3) 健康保持・安全衛生管理

職員の疾病予防、健康障害の早期発見を図るために労働安全衛生法に基づく定期健康診断実施、そのほかにも個別の健康診断を実施しています。また、健康保持・増進のために健康教育や産業医、保健師による健康相談や職員が健康で安心して職務に精励できるような環境づくりの話し合いを中央安全衛生委員会で行っています。

■健康診断・健康教育の実施状況（平成 16 年度）

件 名	実施状況
定期健康診断	609 人
V D T 健康診断	380 人
腰痛健康診断	223 人
生活習慣病講座	45 人
メンタルヘルス講座	35 人
腰痛・頸肩腕障害予防研修 12 施設（保育士、看護師、調理員、運転員等対象）	8 回

一般職員のほか、嘱託員等を含む。

(4) 公務・通勤災害補償制度

職員の公務上の災害、または通勤途上における災害の補償については地方公務員災害補償基金東京都支部に加入し、地方公務員災害補償法に基づき補償がなされています。

■公務災害・通勤災害発生状況

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
公 務 災 害	3	6	10	7	13
通 勤 災 害	0	0	1	2	1
合 計	3	6	11	9	14

9 東京都市町村公平委員会の報告事項

公平委員会とは、法律に基づき職員からの勤務条件に関する措置要求や不利益処分の不服申立てを受け付け、審査する機関です。東京都市町村公平委員会からの報告事項は次のとおりです。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適切な措置が取られるべきことを要求することができます。要求件数は次のとおりです。

15 年度からの継続案件	16 年度要求事案数	完結件数	17 年度継続件数
0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けた場合、公平委員会に不服申立てができます。申立ての件数は次のとおりです。

15 年度からの継続案件	16 年度要求事案数	完結件数	17 年度継続件数
0	0	0	0

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成 16 年 1 月 1 日～ 12 月 31 日）

職員には、1 年あたり 20 日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20 日を限度として翌年に繰り越すことができます。

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
22 841 日	7 610 6 日	610 人	12 5 日	33 3%

(4) 育児休業の取得状況（平成 16 年度）

職員が育児をするための休業制度があり、最長 3 年間取得することができます。育児休業は 1 日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

区分	男	女	計
育児休業	0	11	11
部分休業	0	4	4

(5) 介護休暇の取得状況（平成 16 年度）

男	女	計
0	4	4

5 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成 16 年度）

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。分限処分には、免職、降任、休職および降給の 4 種類があります。

免職	降任	休職	降給	計
0	0	7	0	7

(2) 懲戒処分者数（平成 16 年度）

懲戒処分は、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うために行う処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給および戒告の 4 種類があります。

免職	停職	減給	戒告	計
0	0	0	0	0

6 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。職務の遂行に当たって職員が守るべき義務である服務に関する基本原則は次のとおりです。

服務に関する基本原則	概 要
法令等および上司の職務上の命令に従う義務	職員の職務遂行に当たっては、法令・条例等の規定に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなくてはならない。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退職後も同様である。
職務に専念する義務	職員は、勤務時間および職務上の注意力のすべてを職責遂行のために用いなければならない。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為をしてはならない。
争議行為等の禁止	職員は、争議行為等をしてはならない。
営利企業等の従事制限	職員は、営利企業等に従事することが制限され、従事する場合は、許可を得なければならない。

7 職員の研修および勤務成績の評価の状況

(1) 職員研修の実施状況

平成 11 年度に策定した「狛江市人材育成基本方針」に基づき、研修制度を体系化しています。平成 16 年度の職員研修の実施状況は次のとおりです。

区分	研修名	研修数	人数
階 層 別 研 修	新任職員研修	1	19
	新任フォロー研修	1	14
	係長職研修（OJT 研修）	1	13
	管理職研修（人材育成研修）	1	11
実 務 専 門 研 修	接遇研修	1	12
	パソコン研修（エクセル等）	3	58
	プレゼンテーション研修	1	10
特 別 研 修	汚職等非行防止研修	1	34
	セクシャル・ハラスメント防止研修	1	24
	男女平等理解のための職員研修会	1	34
	人権に関する職員研修会		
	普通救命講習会	1	23
派 遣 研 修	東京都市町村職員研修所	50	190
	各種講習会派遣	6	22
	その他派遣研修	12	16
合 同 研 修	研修所第 3 ブロック合同研修	3	12
自 主 研 修	通信教育研修助成制度	1 グループ	14
	自主研修グループ助成制度		3
	自主研修制度		146

行政けいごばん

市税・介護保険料の納付
および相談窓口

日曜窓口

〔日時〕2月26日(日)午前8時30分
から午後5時まで

夜間窓口

〔日時〕2月16日(木)・23日(木)午
後8時まで

〔会場〕収納課

なお、平成17年度固定資産税・
都市計画税(第4期分)、国民健
康保険税(第8期分)、介護保険
料(第8期分)は、2月28日(火)
までに納めてください。
納付には便利で納め忘れのな
い口座振替をご利用ください。
〔問い合わせ〕収納課

嘱託職員募集

〔職種〕一般事務、看護師(正
看護師資格のある方)
〔年齢〕おおむね25歳から55歳
まで

〔募集人員〕各職種若干名
〔任用期間〕原則1年(4月1
日から平成19年3月31日まで、
必要に応じて任用期間を更新す
る場合もあり)

〔勤務時間〕午前8時30分から
午後5時15分まで(職種により
異なる場合もあり)

〔勤務場所〕市内施設

〔応募方法〕市販の履歴書に写
真を添付したものとおよび看護師
については、資格証明書を2月
24日(金)までに必ず本人が持参し
てください。

〔提出先・問い合わせ〕職員課
へ。

狛江市国民健康保険運営
協議会被保険者代表委員
募集

市の国民健康保険事業の運営
について、市長からの諮問に応
じ、必要事項を審議するための
機関です。

委員は、被保険者代表、公益
代表、医療機関代表および被用
者保険代表の14人で構成してい
ます。

〔対象〕18歳以上の狛江市国民
健康保険の被保険者の方。なお、
原則として、すでに市が設置し
ている各種審議会等の委員の方
はご遠慮ください。

〔募集人員〕4人(申し込み多
数の場合、審査基準に基づき選
考)

〔任期〕2年(4月1日から平
成20年3月31日まで)

〔報酬〕1回当たり2,000
円(予定)

〔会議〕年2、3回程度(昼間
の開催)を予定

〔申し込み・問い合わせ〕2月
27日(月)(消印有効)までに住所・
氏名・年齢・性別・職業・電話
番号および作文「国民健康保険
について」(400字程度)をま
とめ保険年金課へ。

職場でのトラブルの円満
解決をお手伝い

総合労働相談コーナー
解雇、配置転換、賃下げ、セ
クハラ、いじめ等、労働問題に
関するあらゆる分野の相談に、
専門の相談員が対応します。

〔問い合わせ〕新宿総合労働相
談コーナー(3361)39
49

セミナー「ひとり我慢し
ないで!職場の嫌がらせ・いじ
めへの対応」ご存じですか?パ
ワー・ハラスメント 実態と対
処法」

〔日時・内容〕3月8日(水)午
後6時30分から8時30分まで
「パワハラ」の実態と有効な対
処法 16日(木)午後6時30分
から8時30分まで「パワハラ」・セ
クハラ」等と法律

〔会場〕エコルマホール展示・
多目的室

〔定員〕先着50人

〔申し込み・問い合わせ〕産業
生活課または東京都労働相談情
報センター八王子事務所(04
26(43)0278へ。

環境保全実施計画推進委
員会市民委員募集

環境保全等の取り組みは市
民・事業者・行政の参加と協働
が不可欠です。「水と緑の住宅都
市」実現のために委員を募集し
ます。

〔応募資格〕18歳(平成18年1
月1日現在)以上で市内在住・
在学・在勤者で平日夜間の会議
に出席できる方

〔募集人員〕3人以内(選考に
より決定)

〔任期〕3年(4月1日から平
成21年3月31日まで)

応募の際の提出書類は、返却
できません。
〔申し込み・問い合わせ〕3月
15日(水)まで(土・日曜日を除く、
郵送の場合は必着)に、住所・
氏名・生年月日・電話番号・市

の各審議会等に属する方は、そ
の名称および作文「環境につい
て」をまとめ、環境改善課へ。

「子どもフリープレイ等
利用状況調査報告書」を
作成しました

市立小学校(第三小学校を除
く)の保護者を対象に行ったア
ンケート調査に基づく「子ども
フリープレイ等利用状況調査報
告書」を作成しました。

調査結果は、今後のフリープ
レイの事業を実施していくため
の基礎資料として活用してい
きます。

報告書は、1部60円で販売し
ます。

〔問い合わせ〕社会教育課

年金見込額の簡易試算が
携帯電話からご利用でき
ます

社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/k/>)で
行っている年金見込額の試算が、
平成17年12月1日からインタ
ネットに接続できる携帯電話か
らもご利用いただけるようにな
りました。

〔システム利用条件〕①簡易試
算を行う時点で、60歳未満の方
②加入期間が合計25年(300
月)以上ある方③年金額は、60
歳到達月に退職しているものと
して計算

一部の携帯電話の機種につい
ては、ご利用いただけない場合
があります。

試算結果は、将来の年金額を
保証するものではありません。
〔問い合わせ〕社会保険業務セ
ンター中央年金相談室(33

35)7711(土・日曜日、
祝日を除く)

国民年金保険料の免除・
特例制度をご利用くださ
い

国民年金保険料が未納の状態
だと、老齢基礎年金が低額に
なったり、受給ができなくなる
ことがあります。

国民年金制度には、保険料を
納付することが困難な方のため
に免除制度・学生納付特例・若
年者納付猶予制度等があります。
いずれの制度も申請が必要で
すが、承認された期間は、老齢・
障害・遺族基礎年金の受給資格
にも算入されます(半額免除承
認期間で、半額保険料未納期間
を除く)。

なお、免除制度の承認期間に
限り、全額免除の場合は保険料
納付済期間の3分の2として年
金額の計算に反映されます。
ただし、学生納付特例・若年
者納付猶予制度については、将
来、保険料の納付がない場合、
年金額の計算には反映されま
せん。

いずれも承認を受けてから10
年までの間に、保険料を納める
こと(追納)ができます。ただし、
経過期間により一定の額が保険
料に加算されます。

〔問い合わせ〕府中社会保険事
務所(042(361)101

寄 附

(敬称略)

〔現金〕狛江市長野県人会(西
野川2-29)

〔問い合わせ〕総務防災課



- その 145 -

化粧の思い出

昔の農家の暮らしでは、化粧
をするのは嫁に來たとぎぐらい
で、ふだんはめったにしないの
が普通でした。昔は化粧なんか
しなかったねえと、明治・大正
生まれの人は話します。次に紹
介するのは、明治三十八年和泉
生まれの方の話です。

わたしら娘のころはね、あん
まり化粧すると、何だか普通
じゃないように言われました。
わたしなんか、顔を水でぶるぶ
るって洗って、それっきり。

だから、わたし、祝言の前に
水白粉みずあしろこ一瓶に練り白粉しろこ一瓶と
口紅、昔だから貝がらに刷いて
ある紅ですよ、それだけ買っ
ておくようにって髪結いさんに
言われて買ったきり。祝言は数
えの二十三でね、後にも先にも
これが、揃えて持った化粧品
なんです。祝言の後には、それ
きり、化粧も何もしないで。口
紅は、薬指の先で真ん中に
ちよっとつけるだけでしょ、昔

は、白粉も化粧水も何もつけな
いのに紅だけつけるのもおかし
いから、結局、何もつけないで
ね。まあ紅なんか、やたらにつ
けるものでなかったのね。お嫁
さんか何かじゃなくっちゃ。

口紅は、わたしなんか娘のこ
ろ、箱を背負って売りにきた人
がいましたよ。化粧品や何か、
そういうの、方々背負って歩い
て。貝がらに刷いてある口紅、
緑に光ってね。

わたしの母親も、お齒黒はつ

けたけど、あとは化粧って何も
しませんでしたね。近所のおば
さんたちも、みんなお齒黒をし
てました。仲良しのおキンちゃ
んのおつ母さんもつけてました。
わたしが小学校一年生ぐらいの
ころまででしょうね。わたしは、
母親が口元を真っ黒にしてお齒
黒をつけているのを、何回か見
てます。お齒黒に使う小さい金
盞だらいみたいのがあって、二〇セン
チぐらいな、木の棒の先がササ
ラみたいになったもので、口元
を真っ黒にしてつけてました。
わたしなんか子どものころだっ
たから、よけいなことするんだ
なあって思ったものです。お齒
黒をつけたあと、紅をどこかに
使うのかねえ。母親はお齒黒を
つけるのにいるのだとかつて、
貝がらにつけた紅を使っていた
ようです。お齒黒をつけた
後、その上に紅をぬると、お
齒黒の色光沢つやがよくなる

昔は、祝言がすむと、女はお
齒黒をつけたら、眉毛をすった
りね。母親も眉を落としていま
した。お齒黒はいつのまにかや
らなくなっただけど、眉はずつと
すってましたね。

母親がお齒黒をしていたのは
覚えがないけど、眉はずつと
すっていたと話す人(明治四十
一年岩戸生まれ)もいました。
白歯ではいけないというので、
お齒黒をつけると半元服、眉を
落とすのを元服などということ
もあったようです。鉄漿かねねともよ
ばれたお齒黒も、眉剃りも、結婚
した女の人の化粧の一つでした。

中 島 恵 子

(狛江市文化財専門委員)

健康と衛生

健康診査

Health

■1歳6カ月児健康診査

〔日時〕3月6日(月)受付時間は午後1時～1時30分(会場)あいとびあセンター(対象)平成16年8月生まれの幼児(持ち物)母子健康手帳・問診票・保険証・現在使っているお子さんの歯ブラシ 対象者には個別に問診票を送付します。

〔問い合わせ〕健康課 ☎(3488)1181

■3歳児健康診査

〔日時〕3月9日(木)受付時間は午後1時～1時30分(会場)あいとびあセンター(対象)平成15年2月生まれの幼児(持ち物)母子健康手帳・問診票・目と耳のアンケート・尿・保険証 対象者には個別に問診票を送付します。

〔問い合わせ〕健康課 ☎(3488)1181

予防接種

Health

■BCG接種

〔日時〕3月7日(火)受付時間は午前10時～10時30分(会場)あいとびあセンター(対象)生後

3～6カ月未満の乳児(平成17年9月8日以降の生まれ)(持ち物)母子健康手帳・予診票 生後3カ月以上の方で予診票のない方はお問い合わせください。



教室

Health

〔問い合わせ〕健康課 ☎(3488)1181

■狛江で子・親・地域育ち講演会「失敗してもいい子育て」～自分を好きといえる子に～

子育てとは、どういうことなのか、何をよりどころとして育てていけばいいのか。幼児期から思春期のお子さんすべてにあてはまる内容をやさしく、分かりやすくお話しします。

〔日時〕3月25日(土)午後2時～4時(1時30分から受け付け開始)(会場)エコルマホール(対象)子育て中の方、子育て支援に関わっている方など(講師)汐見稔幸さん(東京大学大学院教育学研究科教授(保育)20人保育が必要な方は、事前に必ずお申し込みください。

〔申し込み・問い合わせ〕2月16日(木)から健康課 ☎(3488)1181へ。

■育児学級

5・6カ月児の赤ちゃんの保育と離乳食(初期)について勉強します。受講中は赤ちゃんをお預かりします。

〔日時〕3月2日(木)受付時間は午後1時～1時20分(3時30分終了予定)(会場)あいとびあセンター(持ち物)母子健康手帳・筆記用具・バスタオル・赤ちゃんの飲み物など。

〔申し込み・問い合わせ〕健康課 ☎(3488)1181へ。

■思春期講演会「ひきこもりへの家族の対応」

〔日時〕3月2日(木)午後2時～4時(対象)ひきこもり状態のお子さんをもつ家族(講師)倉本英彦さん(北の丸クリニック所長)(定員)先着50人 車での来場はご遠慮ください。

〔申し込み・問い合わせ〕2月27日(月)までに多摩府中保健所 ☎042(362)2334へ。

健康相談

Health

■出張健康相談・育児相談もお気軽に！

自分や家族の健康・食事・子育てのこと等を保健師・管理栄養士等が相談に応じます。



〔日時〕3月3日(金)午後2時～4時(会場)上和泉地域センター(問い合わせ)健康課 ☎(3488)1181



小児初期救急
平日夜間診療

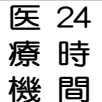
〔診療日〕月・火・木・金曜日(当院の休診日は除く)
〔受付時間〕午後7時～9時30分
〔対象〕15歳以下の急病のお子さん
事前に電話してから受診

○慈恵第三病院内「狛江調布小児初期救急平日準夜間診療室」
☎(3488)2061



休日診療

〔診療日〕19日・26日
〔受付時間〕午前9時～11時30分・午後1時～4時30分
〔会場〕あいとびあセンター
○休日応急診療所
☎(3488)9121
○休日歯科応急診療所
☎(3488)9171
○休日診療薬局
☎(3488)1519



24時間
医療機関案内

○狛江消防署
☎(3480)0119
○ひまわり
☎(5272)0303
インターネット <http://www.himawari.net/to.tokyo.jp/>

インフォメーション

催し

■あそびの会

〔日時〕2月25日(土)午前10時から(会場)第一小学校(内容)人形劇「ムークラとザーテよ」さらわれたお姫さま」ボールドビル 3曲
〔問い合わせ〕社会教育課

■戦後の狛江、あんなことこんなこと

〔日時〕2月25日(土)午後2時～3時(案内人)井上孝さん(狛江市文化財専門委員)(定員)30人

〔申し込み・問い合わせ〕16日(木)午前9時から上和泉地域センター ☎(3489)9101へ。

お知らせ

■子育て談話室

〔日時〕2月21日(火)・28日(火)・3月14日(火)・28日(火)午前10時～正午(会場)あいとびあセンター(対象)幼児の保護者



〔問い合わせ〕児童福祉課またはコミュニティ・カレッジ狛江

ご案内

☎(5497)7786

■上和泉地域センター利用者懇談会

〔日時〕2月22日(水)午後7時から(内容)センターへの意見や要望、施設利用料など
〔問い合わせ〕上和泉地域センター ☎(3489)9101

■狛江市ファミリー・サポート・センター事業説明会

子育ての手伝いをお願いしたい方と子育ての手伝いができる方が会員になり、相互に助け合う有償のボランティア活動の説明会です。

利用会員(援助を受けた方)はサポート会員(援助をした方)にお子さん1人当たり1時間につき700円(曜日・時間によっては800円)の謝礼金を支払います。

サポート会員希望者は説明会と講習(2日間)の受講が必要です。

2歳以上の託児を行います。託児申し込みは3日前まで受け付けます。

〔日時〕3月4日(土)午前10時30分～正午(会場)和泉児童館



〔申し込み・問い合わせ〕ファミリー・サポート・センター ☎

セミナー

■消費生活市民講座「食をとおした心と体の豊かさについて」自然素材で豚汁をつくらせて食べよう！

〔日時〕3月2日(木)午前10時30分～午後2時(会場)中央公民館(講師)中川誼美さん(旅館女将)(定員)先着24人(成人のみ)(内容)自然素材を使った料理実習と講演(参加費)300円(当日お持ちください)(持ち物)エプロン・三角巾・ふきん



〔申し込み・問い合わせ〕産業生活課へ。

■高齢者向け栄養士講演会

〔日時〕2月16日(水)午後2時から(1時30分開場)(会場)西河原公民館

〔問い合わせ〕高齢福祉課

■ひな祭りにデコレーション寿司

〔日時〕2月21日(火)午前10時～正午(定員)先着20人(参加費)500円(講師)今田緑さん(狛江管理栄養士会)(持ち物)エプロン・ふきん2枚・三角巾・1ℓ牛乳パック・筆記用具
〔申し込み・問い合わせ〕野川地域センター ☎(3480)2211へ。

募集

■小学生の学習教室児童

〔日時・対象〕 小学校新 4・5 年生 水・金曜日午後 4 時 30 分～6 時 30 分 小学校新 6 年生 火・木曜日午後 4 時 50 分～6 時 50 分〔教科〕国語・算数〔月謝〕月 7,000 円〔募集人員〕各学年若干名

〔申し込み・問い合わせ〕 2 月 24 日(金)まで(土・日曜日を除く)に、シルバー人材センター(3488)6735 へ。

スポーツ

■第 17 回狛江市少年少女剣道大会

〔日時〕 3 月 12 日(日)午前 9 時 30 分から〔会場〕市民総合体育館〔対象〕市内在住・在学・在クラブの小学校 4 年生、高校生〔競技方法〕小学生の部、中学生男子の部・女子の部、高校生男子の部・女子の部に分け個人戦〔参加費〕1 人当たり 200 円



〔申し込み・問い合わせ〕 2 月 16 日(木)から 23 日(木)までの平日午前 8 時 30 分から午後 5 時までに参加費を添えて体育課(3430)1141 へ。

公民館

西河原公民館

☎(3480)3201

■こまえ市民大学「文化・芸術講座」〔日時〕 3 月 11 日(土)・18 日(土)午後 2 時～4 時〔内容・講師〕 11 日 オークストラと指揮 今村能さん



(ボーランド国立歌劇場指揮者) 18 日 尺八の魅力と「遠 TONE 賛琴・尺八・ギター」の音楽、三塚幸彦さん(尺八の製作・演奏家)〔受講料〕各回 200 円(定員)各回 50 人(申し込み) 2 月 16 日(木)午前 9 時から

■こまえ市民大学運営委員募集〔対象〕市民の学習活動に関心があり、活動経験のある 20 歳以上の市内在住者〔募集人員〕1 人〔任期〕平成 19 年 3 月まで〔開催日〕原則として平日の夜間〔応募方法〕 2 月 28 日(火)までに住所・氏名・年齢・電話番号・職業および作文、応募動機(400 字程度)をまとめて、〒20010013 元和泉 2-35-1 西河原公民館へ。

■臨時休館のお知らせ「いべんと西河原」の準備および後片付けのため、2 月 24 日(金)・27 日(月)、3 月 3 日(金)・6 日(月)は施設の貸し出しは行いません。また、午後 5 時以降は臨時休館とします。学習情報室(図書室)は通常どおり開室します。

中央公民館

☎(3488)4411

■中央公民館保育室の利用を希望する方へ〔対象〕子どもは学齢前まで(要相談)。親は平成 18 年度に公民館でグループ活動を行い、運営会議に参加して学習する方〔保育日時〕 4 月下旬から水・木・金曜日のうちいずれかの午前 10 時～正午〔費用〕おやつ代(実費)(受け付け) 2 月 16 日(木)・28 日(火)午前 9 時～午後 5 時(土・日曜日を除く、先着順)

図書館

上和泉地域センター

☎(3489)9101

■上和泉おはなし会〔時間〕各回とも 0 歳からの部午後 3 時 15 分から、4 歳からの部 3 時 45 分から 20 日(月)〔絵本〕すいとんさん・だぶだぶうわぎのおとこのこ・1 こでも 100 ここのりんご・ヘンゼルとグレーテル 27 日(月)〔絵本〕世界一わるいかいじゅう・スタンリーのおしごと〔おはなし〕カッカラコカリリコ〔紙芝居〕注文の多い料理店

南部地域センター

☎(3489)2150

■なんぶおはなし会〔日時〕 2 月 17 日(金)午後 3 時 30 分から〔対象〕幼児・小学校低学年〔絵本〕ハリーのセーター〔おはなし〕ちいさな赤いセーター〔折り紙〕シャツ

世田谷区立三宿中学校夜間学級生徒募集

小・中学校を卒業していない方のために無料の夜間学級を開設しています。15 歳以上であれば年齢・国籍に制限はありません。勉強したい方ならいつでもどなたでも入学できます。修了時には中学

校卒業資格が得られます。また、日本語が不自由な方のために日本語学級も開設しています。

〔問い合わせ〕世田谷区立三宿中学校夜間学級(3424)5255

子育て



和泉児童館

☎(3480)1441

■ひまわりリトミック〔日時〕 2 月 22 日(水) A クラス午前 10 時から B クラス午前 11 時から〔対象〕 A クラス 3 歳以上 B クラス 1・2 歳(定員)各 30 組

■スケートへ行こう〔日時〕 3 月 4 日(土)〔行き先〕明治神宮スケートリンク〔対象〕小学生(定員)先着 30 人〔費用〕1,900 円(申し込み) 2 月 27 日(月)まで



岩戸児童センター

☎(3489)5414

■ブレッキークラブ(新 1 年生のための体験プログラム)〔日時〕 2 月 28 日(火)・3 月 7 日(火)・14 日(火)(全 3 回)午後 3 時 30 分～4 時〔対象〕平成 18 年度新 1 年生(原則保護者付き添い)(定員)おおむね先着 30 人

駄倉保育園

☎(3489)5415

■園庭開放〔日時〕 2 月 20 日(月)午前 9 時 40 分～11 時(雨天翌日)〔持ち物〕着替え・タオル等 親子とも汚れてよい服装で

狛江市子どもの家

☎(3488)1231

■園庭開放〔日時〕 2 月 16 日(木)午前 10 時～11 時(雨天中止)

多摩川保育園

☎0424(83)4667

■大型紙芝居と園庭開放〔日時〕 2 月 22 日(水)午前 10 時～11 時



ごみ有料化に向けて(みんなで目指そうごみ減量)

第 9 回 困っています

資源にゴミを混ぜないで、有料化後、資源の回収量が増加しています。ご協力ありがとうございます。

しかし、最近古紙として出されるものの中に、使った後のティッシュペーパーや大量のシュレッダーにかけた紙など資源にならないものが混ざってしまっています。

資源は、リサイクルするために回収しています。そのため、資源にならないものが入っているとそれを取り除く作業が必要になります。また、混ざってしまったごみの種類によっては、リサイクル自体ができなく



〔問い合わせ〕清掃課

第 7 回 調整会 編

狛江市まちづくり条例により、開発等事業において、市民・事業者・市の合意形成が困難な場合には、近隣住民・事業者・市は狛江市まちづくり委員会に対し、調整会の開催を請求することができ

ます。調整会開催の請求ができる期間は事前協議申請書の公告後、市と事業者が協定を締結するまでの間です。調整会とは、まちづくり委員会が開催する、近隣住民・事業者・市の合意形成をはかることを目的とした公開の会議です。

問題点となっていること、対処できないこと等については、その理由や改善策を話

し合います。例えば、近隣から見るとあまりにも周辺の環境にそぐわない計画である場合、それが妥当なのかを検討したり、一方的な意見が先行した言

まなび講座を気軽にご利用ください

まなび講座は、市民の皆さんが主催する学習会などに市の職員が伺い、分かりにくい行政の制度や市政の取り組みなどの説明を行う制度です。

地域のグループ・自治会等の学習会に、ぜひご利用ください。
〔申し込み・問い合わせ〕社会教育課へ。

対 象

市内に在住・在学・在勤する10人以上で構成された団体(講座を受講するため、一時的につくった団体でも対象となります)

開催日時

月曜日から金曜日までの午前9時から午後9時まで。土・日曜日、祝日は午前9時から午後5時まで。ただし、年末年始(12月28日から1月4日まで)は実施できません。講義時間は2時間以内です。

■狛江市まなび講座一覧

番号	講 座 名	サブタイトル	担当課
1	狛江市の概要	狛江市ってどんなまち	企画経営室
2	狛江市の基本計画	水と緑の住みよいまちづくり	企画経営室
3	地方分権ってなに	みんなでつくろう個性あるまちづくり	企画経営室
4	青少年の健全育成	健全育成のしくみ	市民協働課
5	女性問題ってなあに	男女共同参画社会を目指して	市民協働課
6	狛江市の財政	今、財政状況は？！	企画経営室
7	市の入札・契約制度	公共工事入札・契約制度について	契約課
8	狛江市の市民参加	市民参加の方法	市民協働課
9	狛江市の市民協働	市民協働の取り組み	市民協働課
10	NPO法人ってなに？	NPO法人の基本から法人設立認証申請まで	市民協働課
11	地域・地区センターの利用方法	活用しましょうみんなのコミュニティー施設	市民協働課
12	ふるさと友好都市川口町	行ってみよう自然豊かな狛江のふるさとへ	市民協働課
13	わがまちの防災対策	災害が発生したらあなたはどうしますか	総務防災課
14	職員課の仕事	職員課の仕事とは？	職員課
15	透明・公正な市政とプライバシー保護	情報公開制度と個人情報保護	情報課
16	市民課窓口の仕事	わかりやすい市民課窓口手続き	市民課
17	市税について	暮らしと税金	課税課
18	市税等の徴収について	市税の徴収とはどんなこと	収納課
19	国民健康保険のしくみ	みんなで支え合う国民健康保険	保険年金課
20	老人医療のしくみ	老人医療保険制度について	保険年金課
21	老後のパートナー国民年金が柱です	あなたが育てる国民年金	保険年金課
22	消費生活講座	賢い消費者となるために	産業生活課
23	市民相談について	トラブルの解決は専門家に相談を	産業生活課
24	市民保養施設のご案内	市民保養施設でリフレッシュを	産業生活課
25	高齢者・障がい者の住宅について	高齢者等に配慮した住宅	産業生活課
26	狛江の農業	都市化の進む中での農業	産業生活課
27	狛江の商工業	これからの商工業	産業生活課
28	福祉サービス入門	何か困ったこと ありましたか ありますか	社会福祉課 高齢福祉課
29	高齢者福祉について	在宅福祉サービスを中心に - 高齢者編 -	高齢福祉課

会 場

市内に限ります。公共施設、自治会施設および自宅など、会場の手配や準備は主催者側でお願いします。

講 師 料

無料(講座によっては、教材費等の実費が必要です)

申込方法

講座を開催しようとする日の14日前までに社会教育課へお申し込みください。申込書は社会教育課にあります。電子申請(市ホームページからご利用ください)でも受け付けています。

まなび講座は、苦情や陳情を受ける場ではありません。趣旨を理解のうえ、お申し込みください。また、政治・宗教・営利を目的とした催しなどでは、講座を実施することができません。

番号	講 座 名	サブタイトル	担当課
30	障がい者福祉について	在宅福祉サービスを中心に - 障がい者編 -	社会福祉課
31	介護保険制度	いつか あなたも 介護する 介護を受ける	高齢福祉課
32	出張健康相談	健康なんでも相談	健康課
33	狛江における育児支援体制	これで安心！！ 狛江に生まれて良かった	健康課
34	ねたきり予防のあれこれ	いつまでもいつまでもお元気で	健康課
35	大事にしようあなたの歯	ハ、ハ、ハ あなたは何本の歯で笑えますか	健康課
36	ワンポイント栄養教室	食生活についてちょっと考えてみませんか ～おやつのカロリー編～	健康課
37	保育園のご案内	保育園ってどんなところ	児童福祉課
38	狛江のごみ	ごみ減量・資源循環型都市を目指して	清掃課
39	環境基本計画	今、なぜ環境か	環境改善課
40	狛江市緑の基本計画	自然とよりそう緑のまち・狛江	環境改善課
41	「みち」のはなし	安全・快適で住みやすいまちづくりのために	管理課
42	狛江のまちづくり	みんなで考えようあなたのまちを	計画課
43	道路の役目	みちづくり まちづくり	整備課
44	弁財天池について	水と緑を守る大切さ	整備課
45	狛江市の水道	一滴の輝き...限りある水	水道課
46	狛江の学校教育	教育環境の充実のために	学校教育課
47	狛江市教育研究所の事業について	教育現場へのサポート	指導室
48	狛江の歴史と文化財	原始から現代まで	社会教育課
49	体育施設の利用について	1市民1スポーツをめざして	体育課
50	公民館利用方法	行ってみよう 公民館	公民館
51	図書館の使い方	図書館を使って得しよう	中央図書館
52	やさしい選挙のはなし	選挙？これだけは覚えておこう	選挙管理委員会事務局

■体験形式

番号	講 座 名	サブタイトル	担当課
1	この目で見よう「工事現場」	あなたも現場監督さん	整備課
2	体験しよう図書館員	図書館の仕事とは？	中央図書館
3	児童・生徒の選挙体験	選挙ってなに	選挙管理委員会事務局